

報江町

37. 10. 1 現在		
人 口	男	15,277人
	女	14,657人
	計	29,934人
世帯数		8,305世帯

昭和37年10月28日発行 第25号

発行所 報江町役場



町制が施かれて十周年 報江町の歩み

報江が町制を施してから、十一月十日で満十年を迎えます。

町制施行当時の状況は、人口一、三〇〇人、世帯数二四三二、戸数一、五四八戸で駅周辺、都道沿いを除けば、殆んどが畑で、その中に部落が点在する純農村地帯となっていました。

その後生活の安定とともに都市の人口が膨張を始め、都市周辺に位置する町も、年々人口家屋の増加を続け町の様相も一変し、現在は都市近郊の住宅地域として発展の一路をたどっています。

上の写真は、町役場附近を中心として空から撮ったもので、十年前との比較では近代的建物が密集し、空地の減少が特に目立っております。

次頁のグラフは、町制施行から現在までの人口、予算の推移を示したもので、人口増がとくに注目されます。

[illegible]

火災をなくそう



狛江消防署の電話は

(416) 三二一六番(夜間専用)

このたび、狛江町に消防署ができました。そして八月二十一日から役場内の庁舎で消防事務を開始しています。

これから火事の多い季節になりますが、みなさんの火の用心の励行によって、一件でも火災を少なくし、大切な財産や尊い人命を火災から守るよう、一層の御協力をお願いします。

火事と救急は一九番へ
早い通報、少ない損害
火事は、いくら小さくて

も、すぐ消防署へ知らせる。消防署は皆さんの火災予防のよき相談相手になるようにといつても窓口を開いて待っています。

消防署へ届けなければならぬこと

1、火事とまちがえやすい煙を出したり、また火事を起すおそれのある裸火を使用するとき。

2、花火(煙火)の打ちあげや仕掛け花火など、但しおもちやの花火は正しい使用に限り届けなくともよい。

3、劇場等以外の建物、その他の工作物で臨時に演劇、映画等の催物を開くとき。

4、消防隊の通行、その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事をおこなうとき。

5、消防用水利を移動、改造または取りこわすとき

その他

火事で消防車が出場しても罰金はとられません。消防署は、皆さんの生命と財産を守るためのものです。何台ポンプ自動車が出場してもお金はいりません。

消防相談所の開設

消防のことで、「さてなあ」と、首をかしげるような、例えば、(電気のこと、煙突のこと、避難設備のこと、消火器のこと)などいろいろありますが何んでもお氣がるにお越し下さい。

個人経済力

調査実施

昭和三十七年東京都個人経済力調査が十一月一日現在で行なわれます。

この調査は、都民全体の収入の状況等を知るため一定数を抽出して調べ、それに基づ

調査区

和泉一、一九八番地から
同、二四五番地附近
同、三七一番地から
同、五九七番地附近
同、二〇七九番地から
同、四三三番地附近
岩戸九三八番地から
岩戸九八一番地附近

住調査員

和泉一、二一九番地 三石照雄
同、一、五七九番地 渡辺あい子
同、二、二五三番地 栗山 清
岩戸九四九番地 三角愛子

都市ガス

誘致だより

き都民所得推計の基礎資料を得るためのものです。調査結果は、統計目的以外には使用いたしませんので、調査の対象となられた方々は調査員が伺いましたら、よろしく御協力下さい。

調査区と調査員は次のとおりです。

この区域内の希望調査を近々実施いたしますが、これは敷設希望者数を調べ、皆さんの負担する工費を調べるのに役立つものですから、調査にご協力下さるようお願いいたします。

三、飼犬は

十月は 町都民税第三期の納期です。すでにお届けしてある納付書によつて十月三十一日までにお忘れなく納めて下さい。

犬を飼うエチケット

犬

一、登録は

生後三ヶ月以上の犬は、毎年一回役場に登録して、鑑札を受けましょう。

二、予防注射は

生後三ヶ月以上の犬は、毎年二回春(四月、六月)と秋(十月、十二月)に狂犬病予防注射を受け、注射済票を首輪につけてください。

四、犬にかまれたときは

万一咬まれた時には、すぐ応急処置をする共にその犬の特徴、かまれた場所を早く保健所に届け出て、狂犬かどうかを調べて貰うことです。また犬の飼い主は、すぐに保健所か役場厚生課に届け出て、獣医師の検診が終るまで犬を厳重につないでおいて下さい。

納税者の声を聞く会
立川税務署では、適正な課税と親しみやすい税務署にするために納税者の声を聞く旬間を、十一月一日から十日までと定めましたので御利用下さい。

主な行事は次のとおりです。
(イ)署長の納税者訪問
(ロ)「納税者の声を聞く会」の開催
(ハ)苦情の相談(処理、解決促進)
(ニ)署内見学
「ヤミ酒をなくす運動」
十月二十二日から三十一日は、全国「ヤミ酒をなくす運動期間」です。
密造酒や密輸入酒のヤミ酒を飲まないようにしましょう

優良乳幼児きまる

八月上旬に行なつた乳幼児一斉健康診査を受けられた約千百名の赤ちゃんの中から、特に身長、体重のすぐれた赤ちゃん二十五名と、未熟児であつた赤ちゃんを標準以上に育てた努力のお母さん方五名(計三十名)の中から、町代表選出の第一次審査を行い、その結果優良児及び努力児として次の五名の赤ちゃんが選ばれ、府中保健所で開かれる第八回東京都乳幼児保健コンテスト第二次審査に進むことになりました。なお、第一次審査に参加された赤ちゃん全

員に町長から賞状と賞品が贈られました。

優良児(三名)

◇和泉二六三三

谷田部佳根子(美江子)

◇岩戸一一二八

中本 仁司(悦子)

◇和泉七六三

赤松 真生(啓子)

◇和泉一五〇

梶田 知佐子(秀子)

◇和泉三一九

山内 修(クラ)

敬称略 ○内はおかあさん

選挙人名簿を

確かめましょう

毎年九月十五日現在で作る基本選挙人名簿は、今年もすでにできあがり、十一月五日から十五日間縦覧に供されます。

この名簿は、来年に予定されている都知事、都議、町議等の選挙に使われるものでこれに載っていないと選挙をすることができませんから、

縦覧期間中にぜひ確かめに来て下さい。

縦覧場所は狛江町役場で、期間内は毎日午前八時三十分から午後五時まで取り扱います。

名簿に洩れり、誤りがあるときは、文書で縦覧期間内に異議の申立てをして下さい。

新築家屋の評価についてお願い

昭和三十八年度固定資産税と都市計画税の基礎となる家屋の評価を、十月から調査員が戸別に調査をしています。調査の対象は、本年新築、改築、増築、損壊等をした家屋です。

なお、調査もれを防ぐため「調査済票」を、家屋の見やすい場所へうちつけさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

農地に家を建てたら

農地を宅地に転用するには



信根子ちゃん



仁司ちゃん



真生ちゃん



修ちゃん



知佐子ちゃん

す。これでは、色々と支障がありますので、農地を転用して家を建てた場合は、必ず「現況証明願」を農業委員会へ提出して下さい。

町、都民税の申告書提出の方は

町、都民税は、本年から税法の改正により、三月二十日までに申告しなければ所得控除や税額控除は認められないことになりました。

いま、税務課では一月一日現在で住民登録がしてあつて申告書が未提出と認められる方々に「通知」を差上げておりますので、指定された期日までに役場税務課の窓口までおいで下さい。

福祉年金の併給について

今まで、軍人恩給の公務扶助料、傷病恩給、普通扶助料厚生年金等の公的年金を受けていた方は、老齢、障害、母子福祉年金を受給できませんでしたが、国民年金法の改正により、公務扶助料や傷病恩給のような戦争公務による場合には、それが七万円未満の場合には、それが七万円未満の場合に限り、七万円と公的年金との差額について福祉年金との併給が認められ、また厚生年金や普通扶助料のような場合には、その額が二万四千円未満であるときに限り、二

万四千円と公的年金との差額について、福祉年金の額の限度で併給が認められることになりました。

なお、右の方でも所得の制限等がありますので、くわしいことは役場の福祉係へご相談下さい。

人権の上相談

毎月第四水曜日午後一時から四時まで
場所は役場です。

行政苦情相談

毎月第三金曜日午後一時から四時まで
場所は役場です。

育児相談

毎月第一水曜日に第二小、第三金曜日に公民館で、赤ちゃんについての相談をお待ちしています。

狛江町職員募集

狛江町職員を募集しております。応募要領は次のとおりです。

1 職種

一般事務職員
土木建築技術職員

2 資格

事務系
来年三月高卒見込みの男子
技術系
大学又は高卒の男子

3 締切り

十一月十五日

4 その他

待遇、提出書類等については、総務課へ問い合わせ下さい。